

四日市市告示第215号

四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年4月1日

四日市市長 田中俊行

四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における特例子会社の設立等を促進し、障害者の就業機会の拡大を図るため、市内に特例子会社を設立しようとする事業主に対し、その会社設立に要する経費の一部を、予算の範囲内において補助することに関し、四日市市補助金等交付規則(昭和57年四日市市規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 親事業主 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「法」という。)第44条第1項に規定する親事業主をいう。
- (2) 特例子会社 法第44条第1項に規定する子会社で、同条同項の規定により、法第43条第1項及び第7項の規定の適用について、当該子会社が雇用する労働者を当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該子会社の事業所を当該親事業主の事業所とみなされることとなる株式会社をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、法第44条第1項の認定を受けて、市内に特例子会社を設立しようとする親事業主とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、特例子会社の設立の準備に必要な経費であって、別表に掲げる経費とする。

- 2 国等の補助金等を受給する場合は、前項に規定する補助対象経費からその額を差し引いた額を補助対象経費とする。

(補助額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の100分の25に相当する額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。)とする。ただし、150万円を限度とする。

(計画書の提出等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、法第44条第1項の認定を受けて特例子会社を設立しようとする概ね6か月前までに、四日市市特例子会社設立計画書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定に基づく計画書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、四日市市特例子会社設立計画承認書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。
- 3 申請者は、計画書の提出後、次の各号のいずれかに該当する場合には、四日市市特例子会社設立計画変更承認申請書(第3号様式)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

(1) 事業の内容について、事業目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更をしよ

うとするとき

(2) 補助対象経費全体及び各費目について、20パーセントを超えて変更をしようとするとき

(3) 事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき

4 市長は、前項の規定に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、適当と認めるときは、第2項による承認を変更し、四日市市特例子会社設立計画変更承認書(第4号様式)により申請者に通知する。

(交付の申請等)

第7条 申請者は、特例子会社の認定日(以下「認定日」という。)が属する年度内において、認定日から起算して30日を経過した日又は認定日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに、四日市市特例子会社設立事業費補助金交付申請書兼実績報告書(第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書

(2) 補助経費の支出を証する書類の写し

(3) 特例子会社の定款の写し

(4) 特例子会社の法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し

(5) 親事業主及び特例子会社について、法第44条第1項に規定する厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書面の写し

(6) 設立した特例子会社に勤務する労働者名簿の写し

(7) 事業所の概要がわかる書類(パンフレット等)

(8) その他市長が必要と認める書類

(算定期間)

第8条 補助金の算定期間は、第6条に定める計画書の提出の日から最長1年間とし、認定日までの期間とする。

(申請の撤回)

第9条 申請者は、第7条に基づく交付の申請後に、申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第10条 市長は、第7条の規定に基づく申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の交付決定及び額の確定をし、四日市市特例子会社設立事業費補助金交付決定通知書兼確定通知書(第6号様式)により申請者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 前条の補助金の交付決定及び額の確定を受けた者は、四日市市特例子会社設立事業費補助金交付請求書(第7号様式)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(関係書類の整備)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る関係書類を整備して、当該補助事業完了日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長が実施する検査に協力しなければならない。

3 市長は、補助金の交付を受けた者が、前各項の規定に従わない場合は、補助金を返還させることができる。

(補助事業の検査等)

第13条 市長は、補助事業の適正を期すため必要があるときは、補助金の交付を受けた者に報告を求め、又は職員に事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(財産の管理)

第14条 この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(補助金の評価)

第15条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(有効期限)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

経費区分	内 訳
人件費	雇用する障害者に対する研修・指導及びそれらの実施計画の作成に要する担当者の人件費等
報償費	講師謝礼、商標調査費、コンサルティング費、官公署に対する手続費用等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・社員向け研修会などの講師依頼</li> <li>・会社ロゴ作成</li> <li>・特例子会社設立のコンサルティング経費</li> <li>・社会保険等手続費 等</li> </ul>
旅費	設立準備にかかる社員出張費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進企業の見学、調査</li> <li>・就労支援機関等での特例子会社設立に関する打ち合わせ 等</li> </ul>
消耗品費	事務用消耗品、図書類、制服等（ただし2万円未満の物品に限る）
印刷製本費	パンフレット、チラシ等印刷、写真代、製本代 等
修繕料	建物、工作物、備品等の修理 等
役務費	通信運搬費、広告宣伝費（新聞、雑誌、求人広告費等）、不動産周旋料、登記費用、その他諸手数料、筆耕翻訳料、保険料 等
委託料	屋内、屋外各種工事設計費、コンサルタント委託料 等
使用料及び賃借料	設立準備室等賃借料、事務用品リース料、車リース料等（恒常的経費を除く）
工事請負費	屋内、屋外各種工事
備品購入費	什器類、電話器、コンピューター、印刷機、裁断機、営業等車両 等（ただし2万円以上のものに限る）

(商工農水部商工課)

四日市市長

郵便番号  
所在地  
名称  
代表者名

四日市市特例子会社設立計画書

四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱6条の規定により、下記のとおり提出します。

記

1. 事業の概要 別紙 四日市市特例子会社設立計画 内訳書のとおり。

2. 連絡先

所 属		担当者 氏 名	
電 話		F A X	
メールアドレス	@		

四日市市特例子会社設立計画内訳書

設立予定の特例子会社	
1 会社名	
2 所在地	
3 資本金	
4 設立（予定）年月日	
5 目的	
6 主な事業内容	
7 役員・人事体制	

8 組織概要		
9 施設概要		
10 従業員数 うち障害者数 (種類・程度)	全従業員 名 うち障害者 名 身体障害者 名 (うち重度身体障害者 名) 知的障害者 名 (うち重度知的障害者 名) 精神障害者 名 その他 名	新規雇用者 名 うち障害者 名 身体障害者 名 (うち重度身体障害者 名) 知的障害者 名 (うち重度知的障害者 名) 精神障害者 名 その他 名
11 国等の助成金の 活用状況 (予定)		
12 その他特記事項		





1 5 補助金対象経費内訳（見込み）

（単位：円）

経費 区分	内 容	数量 (単位)	単 価	補助事業に 要した経費	補助対象経費
	合計				①

（国等から受給予定である補助金等）

制度名	金額
合計	②

補助金交付申請予定額 ①－② × 1/4 (上限 1 5 0 万円)	
------------------------------------------	--

第 号  
年 月 日

様

四日市市長

四日市市特例子会社設立計画承認書

年 月 日付けで申請のあった四日市市特例子会社設立計画について、下記のとおり承認することと決定したので、四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 承認内容

年 月 日付け四日市市特例子会社設立計画書の記載のとおりとする。

2 承認条件

- (1) 四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

第 号  
年 月 日

様

四日市市長

四日市市特例子会社設立計画変更承認書

年 月 日付けで変更申請のあった四日市市特例子会社設立計画については、四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱第6条に基づき、下記のとおり変更して承認することに決定したので通知します。

記

1 変更承認内容

年 月 日付け四日市市特例子会社設立計画変更承認申請書の記載のとおりとする。

2 承認条件

- (1) 四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

年 月 日

四日市市長

郵便番号  
所在地  
名称  
代表者名

四日市市特例子会社設立事業費補助金交付申請書兼実績報告書

四日市市特例子会社設立事業費補助金の交付を受けたいので、四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり補助金の交付の申請及び事業の実績を報告します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 添付書類
  - (1) 事業実績報告書（別紙）
  - (2) 補助対象経費の支出を証する書類の写し
  - (3) 特例子会社の定款の写し
  - (4) 特例子会社の法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し
  - (5) 親事業主及び特例子会社について、法第44条第1項に規定する厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書面の写し
  - (6) 設立した特例子会社に勤務する労働者名簿の写し
  - (7) 事業所の概要がわかる書類（パンフレット等）
  - (8) その他市長が必要と認める書類
- 3 その他

事業実績報告書

1 特例子会社の概要

名 称			
所 在 地			
事業の種類			
設立又は開設年 月 日	年 月 日	操業又は開始 年 月 日	年 月 日
法第44条第1項に定める厚生労働大臣の認定年月日			年 月 日

2 特例子会社の雇用者数

従業員数 うち障害者数 (種類・程度)	全従業員 名	新規雇用者
	うち障害者	うち障害者
	身体障害者 名	身体障害者 名
	(うち重度身体障害者 名)	(うち重度身体障害者 名)
	知的障害者 名	知的障害者 名
	(うち重度知的障害者 名)	(うち重度知的障害者 名)
精神障害者 名	精神障害者 名	
その他 名	その他 名	

3 事業実績

実施年月日	特例子会社設立に係る具体的な実施内容

4 補助対象経費内訳書

(単位：円)

経費 区分	内 容	数量 (単位)	単 価	補助事業に 要した経費	補助対象経費
	合計				①

(国等から受給した補助金等)

制度名	金額
合計	②

補助金請求予定額 (①-②) × 1/4 (上限150万円)	
--------------------------------------	--

年 第 号  
月 月 日

様

四日市市長

四日市市特例子会社設立事業費補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで補助金の申請及び実績の報告があった四日市市特例子会社設立事業費補助金については、四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり交付の決定及び額の確定をしたので通知します。

記

1. 補助金の交付決定及び確定金額 円

2 交付条件

- (1) 四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。